



2025年12月29日

各 位

会 社 名 アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 丸山 雄平
(コード番号: 6085 東証グロース)
問合せ先 管理本部 取締役 川井 博司
(TEL. 03-6262-1256)

調査委員会の事実調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、2025年7月25日付け当社プレスリリース「当社元代表取締役で現取締役である者による不正行為及びその疑いのある行為に関する調査委員会の設置について」でお知らせしたとおり、当社元代表取締役で現取締役である者（以下「元代表取締役」といいます。）が当社の経費を私的に流用した疑いが生じたとして、社内に調査委員会（以下「本調査委員会」といいます。）を設置し、事実の調査確認等を行うとともに、元代表取締役についての取締役解任事由の有無及び選任議案上程の是非並びに責任追及の方法について本調査委員会に意見を求めるなどを、取締役会で決議しました。

しかし、その後、当社において、東京地方裁判所により発令された株主総会招集許可決定に基づく臨時株主総会が2025年11月5日に開催され、当社取締役7名のうち5名が解任され、新たな取締役が選任されました。

本調査委員会は、外部の弁護士1名及び当社の監査等委員である取締役2名によって構成されておりましたが、当社と外部の弁護士1名との間の委任契約が解除されたこと及び本調査委員の構成員であった当社の監査等委員である取締役1名が臨時株主総会において取締役の地位を解任されたことから、2025年11月12日、当社の監査等委員会は、新たに選任された監査等委員である取締役2名を加えた監査等委員である取締役3名（石塚亮平氏、清水秀幸氏及び大石英樹氏）によって、引き続き調査を行うことを決定しました。

当社は、12月26日、本調査委員会より、事実調査報告書（以下「本調査報告書」といいます。）を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせします。なお、本調査報告書は、本調査委員会による最終の報告書です。

記

1. 本調査委員会からの調査結果について

本調査委員会の調査結果につきましては、添付の「事実調査報告書」をご確認くださ

い。

2. 今後の対応について

(1) 2026年2月期半期報告書について

当社は、2025年11月14日付け「2026年2月期半期報告書の提出期限延長申請に関する承認のお知らせ」でお知らせしておりましたとおり、延期しております2026年2月期半期報告書の開示を2026年1月13日に行う予定です。

(2) 再発防止策等について

当社は、本調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って具体的な再発防止策を策定し、実行してまいります。その内容等については、2026年1月中をめどにお知らせいたします。

以上

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
監査等委員会 御中

2025年(令和7年)12月26日

事実調査報告書(公表版)

調査委員会

弁護士
(シティユーワ法律事務所)

石井輝久
江口大介
社外取締役・監査等委員
石塚亮平
清水秀幸
大石英樹

総論（調査の経緯等）

1 調査の趣旨

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社（以下「ASJ」という。）は、2025年7月25日、取締役会において、「元代表取締役で現取締役である者」（ASJの現代表取締役社長（以下「代表取締役社長」という。）を指す。）の不正行為及びその疑いのある行為に関し、社内に調査委員会を設置することを決定し¹、同調査委員会から、同年9月29日付けで中間報告書の提出を受け、同年10月31日に経過報告書の提出を受けた²。その後、

¹ ASJの2025年7月25日付け適時開示「当社元代表取締役で現取締役である者による不正行為及びその疑いのある行為に関する調査委員会の設置について」

² ASJの2025年10月3日付適時開示「(経過開示) 当社元代表取締役で現取締役である者による不正行為及びその疑いのある行為に関する調査委員会からの中間報告書の受領について」及び2025年11月5日付け「(経過開示) 当社元代表取締役で現取締役である者

による不正行為及びその疑いのある行為に関する調査委員会からの経過報告書及びデジタルフォレンジック調査報告書の受領に関するお知らせ」等

ASJにおいて、東京地方裁判所により発令された株主総会招集許可決定に基づく臨時株主総会が2025年11月5日に開催され、ASJの取締役7名のうち5名が解任され、新たな取締役が選任された。

社内の調査委員会は、外部の弁護士1名及びASJの監査等委員である取締役2名によって構成されていたが、ASJと外部の弁護士1名との間の委任契約が終了したこと及び本調査委員の構成員であったASJの監査等委員である取締役1名が臨時株主総会において取締役の地位を解任されたことから、2025年11月12日、ASJの監査等委員会は、新たに選任された監査等委員である取締役2名を加えた監査等委員である取締役3名（石塚亮平氏、清水秀幸氏及び大石英樹氏）並びにASJと利害関係のない弁護士により調査を継続するものとした（なお、これより前の調査委員会を「前調査委員会」という。）。調査を継続した目的は、中間報告において疑義が示され、更なる調査が必要であると判断されていたと思われる事項のうち、代表取締役社長による、過去の財務諸表に影響のあり得る以下の事項（以下、①ないし③をまとめて「本件調査事項」という。）を調査する必要があると判断したためである。

なお、対象となる期間は、別途本調査報告書の該当箇所に明示したとおりであるが、原則として2020年度以降とした。

- ・ 前調査委員会が認定しているもののほかに、代表取締役社長の2020年度以降の交際費・会議費としての経費申請に、不正なものがあったかどうか（本件調査事項①）。
- ・ 代表取締役社長が、自宅家賃をASJのシステムを開発している会社に負担させていたかどうか（本件調査事項②）。
- ・ 建築家の学会に対する会費及び代表取締役社長に対する同学会からの送金が不正な金銭の授受であったかどうか（本件調査事項③）。

上記に加えて、本件調査を通じて把握された事項に関して、内部統制及び内部管理体制等についての提言を末尾に記すものとする。

なお、この調査報告書(公表版)を作成・報告するにあたっては、関係当事者への影響等に鑑み、固有名詞等については可能な限り、適宜、アルファベットにて代替し、一部省略した（省略した箇所は、「省略」と記載している。）。

2 実施した調査について

本調査委員会は、2026年2月期半期報告書の提出期限延長申請とその承認（2025年11月14日付けであり、延長後の提出期限は2026年1月13日。）という状況の中、極めて限られた時間内で調査を行った。主な調査の内容は以下のとおりである。

(1) ヒアリング（肩書きは現在のもの）

対象者	日時	方法
代表取締役社長	①2025年12月4日、②同月8日、③同月10日及び④同月25日	①は対面、②以降はWeb会議
A 氏(ASJ 企画開発本部 クリエイティブ事業部)	2025年11月26日	Web会議
B 氏 (ASJ 内部監査室長)		
C 氏 (ASJ 取締役)	2025年11月28日	Web会議
D 氏 (L 学会会長)	2025年12月16日	Web会議
E 氏 K 株式会社 元代表取締役	2025年12月16日	対面

- (2) ASJ から提供された関係資料の閲覧及び ASJ に対する資料提出要請とその検討
- (3) 代表取締役社長のサイボウズ（ASJ が社内で使用しているグループウェア）の記載内容の閲覧（前調査委員会でも検討していたが、再度詳細に確認した。）
- (4) 代表取締役社長との電子メールによる質疑

なお、代表取締役社長の電子メールについては、ASJ が公表しているとおり（2025年11月5日付け「(経過開示) 当社元代表取締役で現取締役である者による不正行為及びその疑いのある行為に関する調査委員会からの経過報告書及びデジタルフォレンジック調査報告書の受領に関するお知らせ」）、前調査委員会において、デジタルフォレンジックが試みられており、デジタルフォレンジックの専門業者から「デジタルフォレンジック調査結果レポート」が作成されている。それによれば、一部データの削除などが窺われたようであるが、本件調査事項①に関しては電子メールに代わる当時の記録が入手できたこと（上記(3)参照）、本件調査事項②及び③については、後述するとおり信頼性のある証拠が得られたことなどから、今回、更なるデータの復元などは試みていない。

また、上記のヒアリング後等の時間及び電子メールにて調査委員会での会議を行っている。

3 留意事項

本調査は、上記のとおり、極めて厳しい時間的制約のもとに行われたものであり、本件調査事項及び末尾の提言以外の事項について意見を述べたり、評価をするものではない。

第1 不正な経費申請の有無（本件調査事項①）

1 調査に至った経緯

前調査委員会は、代表取締役社長の交際費・会議費について調査を行い、アートキャンプ（建築家を志す国内外の学生を招いて建築に関する体験学習をさせるイベント）の経費に関し、代表取締役社長から、「会社の経費処理上、煩雑となる説明を省略し、より通りやすい内容のものとするため、便宜、活動に支援、協賛していただいているX市役所の方々の名前等を記載して精算書を提出してしまったことは事実」であるという自認を得たことから、他の経費についても不正があるのではないかと推認していた模様である。

その推認の根拠は、前調査委員会が作成したエクセルファイル等に記載があり、①目的が不明確、②日曜の支出である、③消費税が8%なのに飲食したことになっている、④実兄との飲食である、⑤1人飲食である等（以下「本件経費に関する疑義」という。）の理由が挙げられており、それらについて継続して調査が必要であるとの心証であった模様である。

2 調査手法について

上記のアートキャンプの件を考えれば、前調査委員会が、上記1の①ないし⑤のような本件経費に関する疑義を理由に代表取締役社長の経費の正当性に疑問を持ったことも理解できなくはないものの、いずれもその性質上、それだけでは不正な経費の請求であるとは即断できない（例えば、日曜日に代表取締役社長が稼働する可能性は否定できないし（上記1の②）、弁当を買って会社で会議をするという可能性もある（上記1の③））。そのため、当職らは、以下のステップで代表取締役社長の経費請求の正否を調査した。

- ① 2020 年度については、前調査委員会が上記の理由に基づきピックアップした交際費・会議費全てについて、代表取締役社長からヒアリングを行った（2025 年 12 月 4 日）。このヒアリングに先立って、代表取締役社長には、経費の詳細についてヒアリングをすることは予告していなかったが、詳細について供述が得られた。その中には、星野リゾートの入浴料（建築の見学という理由であった）や、飲食店に入って仕事をするための飲食代など、交際費・会議費としては疑問が生じ得るものについても、そのまま理由が説明され、特に意図的に隠ぺいや虚偽を供述する態度は見られなかった。
- ② 2021 年度については、1 万円以上の交際費・会議費について、同様のヒアリングを行ったが（2025 年 12 月 8 日）、上記①と同様の供述態度であり、特に意図的に隠ぺいや虚偽を供述する態度は見られなかった。

3 認定された事実等

上記のヒアリングを経て、当職らとしては、上記 1 で述べた本件経費に関する疑義を元に疑問が示された経費についても、不正とは言い切れない可能性があるものの方が多いのではないかという心証を持った。

即ち、上記 1 の①目的が不明確、という疑問については、特に建築家との飲食や手土産代については、対象会社のビジネスモデルからして建築家とのつながりを維持することは必須であると考えられ業務関連性を肯定することができると考えられる。また、代表取締役社長からは会食の相手方が顧客や見込み顧客であったり、有名人であり顧客の紹介が見込まれる方々との会食であったという説明もあり、それらが真実であれば、業務関連性は否定できないところである。さらに、亜臨界ビジネスについても、その経営上の当否はともかくとして、当該ビジネスに関係する人物との会食等も業務関連性はあると考えられる。

次に、上記 1 の②日曜の支出という疑問については、代表取締役社長の 2020 年 12 月以降のスケジュールは、サイボウズというグループウェアに記載されているところ、土日にも建築家等との会食等のスケジュールが記載されており（「更新日」を確認して事後の修正がないことも確認している。）、代表取締役社長は日曜日にも稼働していたことは一定裏付けられ、日曜の支出というだけでは、不正な経費の支出とはいえないと考えられた。また、上記 1 の③の消費税が 8% なのに飲食をしたことになっているという疑問については、代表取締役社長からは、経費申請に”meeting”と記載されていて、飲食店で消費税 8% の支払いをしている場合でも、いわゆるテイクアウトや弁当を買って対象会社の本

社で建築家等と飲食をしているという説明もあり、それ自体は不合理ではない。また、上記1の④の実兄との飲食という点についても、代表取締役社長や他の役職員からのヒアリングによれば、代表取締役社長が、対象会社のビジネスモデルを立ち上げる時期から、ビジネス上、実兄の支援を受けていたようであり（代表取締役社長によれば、同人の兄（F氏）は著名なコンサルティング会社のG出身である。）、直近でも顧客や人脈の紹介が続いていることが窺われ、必ずしも不正な支出とはいえない。

4 評価・検討

当職らは、上記の心証を元に、極めて限られた時間的制約から、本件経費に関する疑義も、あくまでも初期的な疑義であり、それだけで不正と認定できる疑義ではないことに鑑み、①経費申請に関し、サイボウズ（グループウエア）の代表取締役社長の予定に裏付けとなる記載がないもので、かつ、代表取締役社長の記憶が曖昧なもの又は経費申請と代表取締役社長の今回の説明が大きく異なるもの、及び②項目からして経費性に疑問がある入湯料や明らかな1人飲食（代表取締役社長が、「deskwork」と説明しているもので業務の必要性が明らかでないもの）をピックアップし、交際費・会議費として認める根拠が見当たらないものと認定するものとした。

このようにして交際費・会議費として認める根拠が見当たらないものと認定したものは、別添資料<省略>の黄色ハイライトの経費申請であり、その合計額は107,157円である。

別添資料<省略>に従った内訳は以下のとおりである。

別添及び金額基準又はヒアリング結果の別	年度	交際費・会議費として認める根拠が見当たらないもの	注記
別添第1-① 1万円以上	2022年度～ 2025年度 (6月まで)	47,360	注：2020年度及び 2021年度は「ヒアリ ング結果」参照
別添第1-② 1万円未満	2021年度	7,219	注：2020年度は「ヒ アリング結果」参照
	2022年度	0	
	2023年度	714	

	2024 年度	0	
	2025 年度 (6 月まで)	0	
別添第 1-③ ヒアリング結果	2020 年度 (金額問わず)	9,630	
	2021 年度 (1 万円以上)	42,234	
	合計	107,157	

5 留意事項

なお、この調査事項①において採用した調査手法には限界があるため、交際費・会議費として認められない経費申請が他にもある可能性は否定できないが、少なくとも、本件経費に関する疑義の多くは払拭できていると考えられる。

第 2 代表取締役社長の家賃について（本件調査事項②）

1 調査に至る経緯

前調査委員会は、代表取締役社長が、ASJ と取引のある H 株式会社（以下「H 社」という。）に自宅賃料を負担させていたことを指摘し、そのことは、本件調査のヒアリングでも代表取締役社長は認めている。そして、H 社は 2022 年 12 月に自己破産の申立を行い、破産したことから、前調査委員会は、代表取締役社長が、ASJ のシステムの開発を担当している I 社に家賃を負担させたのではないかという疑念を持ったようである。

2 認定事実

ヒアリングにおける関係者の供述内容は振込履歴等の客観資料と整合しており、供述の信用性は十分に認められ、以下の事実が認められる。

- (1) 代表取締役社長と I 社の代表取締役である C 氏（以下「C 氏」という。）は、代表取締役社長がシステム開発に長けているエンジニアを探しているところ、代表取締役社長の兄の紹介により懇意になった。その後、C 氏は、前職である株式会社 J で ASJ からのシステム開発等の業務を受託していたが、自身が同社を退社することに伴い、それらを個人で引き受けこととなった。もっとも、ASJ が上場するタイミン

グの前後であり、ASJ の事業体制整備の一環として法人間の取引の方が好まれたため、ASJ からの要望に基づき、急遽 2010 年 11 月 25 日に I 社を設立し、自身が代表取締役を務める同社が ASJ からのシステム開発等を受託することになった。

なお、C 氏の経歴は、以下のとおりである

(省略)

- (2) ASJ が I 社に委託していた「APOS」と呼ばれるシステム開発等は基幹機能の開発完了後も、営業現場のリクエストに応じて機能追加・改修を随時実施していた(つまり、直線的な「開発完了から保守に移行していた」という状況ではない。)。実際、月々の作業内訳は異なっており、システム拡張、外部連携等が月々により変動している(別添資料<省略>参照)。
- (3) ASJ から I 社に対する業務委託には、一般的にシステム開発のエンジニアが行うものではないプロジェクトマネージャー(以下「PM」という。)としての業務も含まれており、実態としてはシステム開発のエンジニアとしての業務だけでなく PM 業務も含まれており、I 社は C 氏とデザイナー1 名のみの会社であるため、実質的に業務内訳としては ASJ からの委託に拘束されており、他の業務を受注する体制はなかった。
- (4) 2025 年 7 月、ASJ は K 株式会社(以下「K 社」という。)への従前の委託内容のうち PM の役割を委託することと併せて、I 社への委託内容は、従前受託していた上記システム開発等のうち、いわゆる保守・点検に限定されることとなり、業務委託料も月額 60 万円程度になっている。もっとも、現在、C 氏が ASJ の取締役に就任していることもあり、従前行っていた現場からのリクエストに応じた機能追加・改修は引き続き無償で行っている。
- (5) 代表取締役社長は、2020 年 10 月 30 日以降、自宅の賃料を賃貸人に支払っており、その支払は代表取締役社長の個人の通帳から確認できた(別添資料<省略>)。なお、賃貸借契約の提出も受けている(別添資料<省略>)。
- (6) 代表取締役社長は、個人の資金繰りの関係から、C 氏に金銭の融通を申し入れ、2022 年 3 月 17 日付で I 社から代表取締役社長個人の口座に 1500 万円が入金されて

いる（上記通帳及び金銭消費貸借契約書の写しを確認した（別添資料<省略>）。なお、現在も元本は未返済。）。それ以外に、I社から代表取締役社長個人（又は関係口座）への振込等の事実は提出資料の範囲では確認されない（代表取締役社長によれば、提供した通帳以外は不見当とのことである。）。

- (7) 代表取締役社長の口座においては、資金需要を裏付けると思われる①2022年1月25日の3,000万円の送金（代表取締役社長によれば、M社のN社長からの借入金の返済であり、代表取締役社長とN社長との間の1,500万円分の金銭消費貸借契約書（平成27年(2015年)9月24日付）の写しの提示を受けている（別添資料<省略>。）、②2022年4月1日の「税金等」の支払（13,945,600円）（所得税であり、領収証書の写しの提示も受けている（別添資料<省略>））があった。

3 評価・検討

上記2の事実関係を基にすれば、2025年の縮減以降、I社による新機能・拡張改修の項目が実質ゼロ水準となっていることは、従前からの水準ではなく、業務範囲の保守・点検への限定及び対価縮減により継続的開発の可処分工数が大幅に制約されたことが主要因となり、水準がゼロに近くなったものと合理的に考えられる（無償対応は例外的に継続）。以上から、縮減前は月次で新機能/改修・リリースが継続しており、従前の対価は包括的開発・PM業務に対応するものであったと推認される。

(1) I社の指摘の合理性欠如

ヒアリングを行ったE氏によれば、2025年7月3日付I社作成「APOS及びI社に関する報告書」における「I社へ支払い続けてきていた月額250万円という費用は一般的にはあり得ない金額であることは同業者全員の一致したコメントでありました」（原文をそのまま引用した）との指摘は、当時、評価前提が断片的であったとの説明があり、同指摘は一般相場観に基づくコメントと理解され、上記2(3)指摘の専属性等（待機・調整コストや機会費用を発注側が負担）の点を踏まえた評価ではないとのことである。E氏からは、C氏が、PM（プロジェクトマネジャー）も兼任しているような状況では、月額250万円は高い金額ではないとの指摘もあった。以上からすれば、そもそも、K社の上記指摘の多寡に係る評価はI社への委託業務内容等の実態を踏まえたものではないと考えられる。

(2) I社への報酬水準

I社に支払われていた毎月の金額は、当該業務に対する専属的拘束を前提に、C氏自身の過去の給与水準を参照した人件費相当及びデザイナー分（年額約500万円）を踏まえたものであり、報酬水準についても、専属拘束を前提としたC氏の人件費相当、デザイナー1名の人件費、複数システムの同時開発・改修・保守、周辺制作及びインフラ実費の負担等に照らして合理的に説明可能であり、直ちに過大と断ずるのは相当でない（少なくとも、代表取締役社長の家賃相当分が上乗せされていたと評価すべき客観的事情は認めがたい。）。

(3) 還流の外形の欠如

提供された代表取締役社長の通帳で確認できる期間において、家賃補填で一般的に観察されるような反復入金の外形は確認できず、加えて1,500万円は一括の貸付（別取引）であることから、委託料に家賃相当分を恒常的に上乗せしていたとの疑義は、少なくとも現時点では確認できた外形からは窺われない。また、少なくとも上記2(5)(6)指摘の2022年当時の個人的資金需要については一括貸付により対応しており、代表取締役社長から提供された通帳上、I社からの送金は当該1,500万円のみである。

(4) 動機・必要性の欠如

また、代表取締役社長への金銭還流の疑義についても、別途I社との間で金銭消費貸借契約書を締結した上で資金の融通を利かせていることを踏まえると、I社に対し、同社が受け取るASJからの業務委託料を代表取締役社長に還流させるような方法を探る必要性も特段窺われない。

(5) その他

その他、通帳の網羅性については提供資料の範囲に依拠するが、現時点で確認可能な範囲では上記のとおり反復還流を示す外形は認められず、その他、I社から代表取締役社長への金銭の送金を窺わせる客観的な事情は見当たらない。

第3 L学会（本件調査事項③）

1 調査に至る経緯

前調査委員会では、ASJから一般社団法人L学会（以下「L学会」という。）への支出について、①「会費」であるのに額が変動していることが不自然である、②L学会から代表取締役社長個人への入金があるという疑義が示されたと認識している。現時点では、①

及び②ともに、合理的な説明が可能であり、不正を認定できる事情は確認できないものと考えられる。

2 認定事実

(1) ASJ と L 学会との関係

代表取締役社長は、ASJ のビジネスモデル上、建築家とのつながりが必須であると考えていたところ、L 学会<省略>から ASJ に支援を依頼した（同学会会長 D 氏（以下「D 氏」という。）からのヒアリング結果）。

なお、L 学会は、国土交通省からの補助金を受けるなどしていることから³、実態があり、有名な建築家が会員として名を連ねており⁴、一定の評価のある学会であるものと認められる⁵。

(2) L 学会の会費について

L 学会の会費については、年額 100,000 円（賛助会員）が基本であるが⁶、L 学会の運営資金を賄うために、企業に依頼をして特別賛助会員という形で、一番高額な会員は a 円、その他、1,000,000 円から 2,000,000 円程度、都度依頼して会費を集めている（D 氏からのヒアリング結果）。従って、会費は定額ではない。この点についての代表取締役社長、B 氏（以下「B 氏」という。）及び D 氏の認識は一致しており、ASJ の経営状況に応じて、L 学会と交渉をして負担額を決めていたとのことである。

(3) ASJ の L 学会への支出

ASJ から L 学会への会費の支払は年間 3,000,000 円が「ベース」であったことがあるが（B 氏へのヒアリング結果）、2021 年 10 月に ASJ が R 社から出資を受けた後⁷、この種の支出に厳しくなったとのことで、B 氏の記憶では、「2023 年は 0、2022 年も 3,000,000 円は無理で、800,000 円とした」とのことであり、抽出できた経理のデータ

³ 国土交通大臣から ASJ にあてた平成 28 年 7 月 1 日付の平成 28 年度住宅市場整備推進等事業費補助金(住宅建築技術高度化・展開推進事業)の交付の通知書の写しの提示を受けている（国住生第 189 号）。

⁴ （省略）

⁵ なお、2015 年 12 月 2 日の朝日新聞夕刊 3 頁に、P 氏（当時 Q 大教授）が L 学会の会長を務め、活動をしていることが報道されている。

⁶ （省略）

⁷ （省略）

上は以下のようになっている。

2024 年度合計 2,400,000 円

2021 年 3 月 31 日 2,000,000 円

2021 年 9 月 30 日 450,000 円

上記のほか、①ASJ における 2022 年度の特別賛助会員の支払の稟議書（2022 年 11 月 28 日付・800,000 円）、②ASJ から L 学会への 990,000 円の請求書（<省略>）、③2022 年 11 月 20 日付の L 学会から ASJ への 800,000 円の「ご依頼書」（「ご依頼金額 ¥800,000」「名目 特別賛助会員会費（2022 年度分）」と記載があるもの（後記別添資料<省略>の「ご依頼書」参照）の提出を受けており、B 氏の記憶では、2022 年度の会費は施設利用料と相殺したことであるので、②の請求と相殺されたものと推測される。

なお、上記のとおり、ASJ から L 学会への支払については、ASJ の経営状況に応じて、L 学会と交渉をして負担額を決めていたとのことである。

この点については、L 学会からの請求書・依頼書及び電子メールによる会費に関する交渉があったことから確認できた（別添資料<省略>参照）。

(4) L 学会から代表取締役社長への送金

L 学会から代表取締役社長に対する 1,500,000 円の振込（平成 28 年 12 月 20 日）が確認されている（三井住友銀行の「ご利用明細」（別添資料<省略>））。

また、元のメールなどは不明であるが、「<省略>の振込先ですが」として、代表取締役社長の個人口座（前述のみずほ銀行の久が原支店）を指定する文書の抜粋も発見されている（別添資料<省略>）。

代表取締役社長によれば、これは、L 学会が実施しているワークショップ（アジアからの学生を招いて X 市で行ったもの）について、代表取締役社長が立て替えた金銭の精算とのことであった。

D 氏によれば、L 学会が国土交通省から受託して実施した「<省略>調査」において、アジア各国を調査した際に、O 氏（<省略>⁸）の現地における費用が足りなくなっ

⁸ L 学会の「理事」として同学会の website に記載がある。（<省略>）

たため、まず代表取締役社長が立て替えて支払い、その精算のために L 学会が代表取締役社長に送金をしたとのことであった。D 氏によれば、この精算の明細（O 氏の支出の明細）は、L 学会が把握しているとのことであった。

上記の点を再度代表取締役社長に確認したところ、D 氏の説明が正しいとの回答があった。

3 評価・検討

上記 2 の事実関係を基にすれば、まず、L 学会の会費が一定であるのに、ASJ の支払が一定していないという疑念はあたらないと考えられる。

次に、代表取締役社長への送金であるが、ASJ から L 学会への賛助金の「キックバック」的なものではないかという観点から見たとき、①上記の代表取締役社長個人への送金が行われた当時の L 学会の会費収入は、同学会の「事業報告書(2016 年 4 月～2017 年 3 月)」(2017 年 4 月 15 日付) によれば（別添資料<省略>）、特別賛助会員収入が 11,260,000 円、賛助会費収入が 3,677,000 円の合計 14,937,000 円であり、1,500,000 円の「キックバック」は上記会費収入の 10% を超える金額であり、隠密に処理できる金額と考えることは難しいように思われる。

また、代表取締役社長が当初述べていたワークショップ及び D 氏の述べる調査案件については、規模や内容の確認は困難であるものの、証跡が残っており⁹、架空ではないと考えられる。

従って、L 学会から代表取締役社長への送金も、同学会からのキックバックであるとは認定できない。

第 4 提言等

当調査委員会としては、本件調査を経て、再度このような調査が必要となるような事象の再発防止の観点から、ASJ の内部統制及び管理体制等について以下のとおり提言する。

1. 代表取締役社長の X 市に関する経費の件については、ASJ においては、建築関係の文

⁹ ワークショップについては本文で述べた L 学会の事業報告書 21 頁に報告があり（2016 年 9 月 2 日付福井新聞に掲載された記事が転載されている）、調査案件については上記事業報告書 18 頁に写真入りで報告がある。

化事業への支援の位置づけが曖昧であったことから、代表取締役社長としても、文化事業の支援のための経費請求がためらわれたという点が原因となっているものと推察される。そこで、会社として文化事業への支援の位置づけを、かかる支援が ASJ の事業にもたらすメリットを検討した上で、明確化すべきである。

その上で、代表取締役にも適用のある経費規程の明確化（その中には、申請時に目的・人数・内容を明記することも含まれる）を行い、代表取締役の経費の申請に関しては、その役職ゆえに、確認が甘いものとならないように、社外取締役の関与するチェック体制が必要である。

また、代表取締役社長に対するヒアリング結果によれば、経費性の説明が難しいものも散見され（業務をするためとはいえる飲食など）、代表取締役社長としても、今後は、上記の経費規程に従って明瞭な処理に努めるべきであると考えられる。

以上に加えて、本文中で認定した交際費・会議費として認める根拠が見当たらない 107,157 円については、ASJ から代表取締役社長に対し自主的な ASJ への返還を要請することも検討されたい。

2. 家賃の件については、代表取締役社長が I 社に家賃を負担させていたことは認定できなかったものの、代表取締役社長は I 社から借入を行っている。会社の代表取締役が取引先（特に業務委託先）から安易に個人で融資を受けることは、その地位の濫用と評価されてもやむを得ない部分もあり、今後は厳に慎むべきであると考えられる。特に、I 社との関係では、なるべく早期に借入金の返済を行うことが望ましい。

3. L 学会の件については、代表取締役個人の立替などが発生した場合には、L 学会との間で精算の書類を作成し、保管しておくべきである。また、同学会の会費の額については、引き続き、社内での透明性を高めるべきであり、上記 1 と同様に、この種の学会への支援の在り方についてよく議論をしてポリシーを策定し、それに従って支援をしていくことが望ましい。

4. なお、会社の意思形成の在り方については、前調査委員会の調査報告書（2025 年 9 月 29 日付け）¹⁰に指摘のある「A 社の適時開示への関与について」記載の事項に関し、当調査委員会でも、代表取締役社長の説明を聞く機会を設けた（これは、ASJ 側の対応を検討

¹⁰ 前掲の 2025 年 10 月 3 日付適時開示「(経過開示) 当社元代表取締役で現取締役である者による不正行為及びその疑いのある行為に関する調査委員会からの中間報告書の受領について」参照。

する目的であったため、A 社から回答は来ておらず、A 社への質問や回答の要請はしていない。）。その結果、①「内示書」が法的な拘束力を持つかどうかについて、当時、ASJ は、弁護士によるリーガルチェックを受けておらず、また、代表取締役社長も「内示書」に基づいて対象物件を買い取らざるを得ない可能性があることは意識しており、②代表取締役社長自身も、取締役会による承認の必要性を認識していたことを認めている。結果として、代表取締役社長は、「内示書」は、あくまでも「内示」に過ぎず、ASJ は法的義務を負わないという判断で、内示書の提出が進められたものと思われるが、この判断については、上記のとおり、検討過程や手続が十分であったとは言い難い。このようなことが再発しないように、上記 1 ないし 3 に加え、会社が外部に提出する書面のうち、一定の重要性のあるものについては、法律面での確認を行う体制を構築することも必要であることを付言したい。

以上

(別添資料は省略)